

京都府戦略的地震防災対策指針の評価【概要】

政 策 目 標	評 価 の 概 要	新 た な 課 題
1 地震に強い京都のまちづくりを進める	<p>府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路の整備等による防災空間の確保等「地震に強い京都のまちづくり」を進める。</p> <p>また、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進め、「地震に強い京都のまちづくり」を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設や災害拠点病院、社会福祉施設の耐震化は進捗 ◆緊急輸送道路の道路橋、重要駅、港湾施設の耐震化やライフライン事業者による耐震対策が進捗 ◆私立学校や医療機関等の耐震化は不十分 ◆大規模建築物等の耐震化、密集市街地解消、老朽化したため池の改修、河川改修の迅速な取組が必要 ◆京都府森林の適正な管理に関する条例制定を踏まえ、森林における災害防止対策を今後とも継続することが必要 ◆土砂災害警戒区域、緊急輸送道路の法面対策、上下水道の管路、し尿処理施設の耐震化は長期的取組が必要
2 地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る	<p>府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅耐震診断や改修制度の市町村での実施が定着 ◆災害後の仮住まいの確保の取組が進捗しつつある ◆住宅耐震化、家具固定が目標不達成 ◆仮住まい確保について具体的な運用の取り決めや入居に至るまでの実効性を高めるための訓練等が必要 ◆住宅再建共済制度が未創設
3 地震に強い京都の人づくりを進める	<p>地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにNPO等の活動支援を強化する。</p> <p>府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震に強い京都の人づくり」を進める。</p> <p>なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある東南海・南海地震については、東海地震と連動して発生する可能性が指摘されることから、東海地震関連情報及び警戒宣言等発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種の広報・啓発や自主防災リーダーへの研修、学校での防災訓練・教育の取組が定着化 ◆東日本大震災や府南部豪雨、平成25年台風第18号、平成26年8月豪雨等の相次ぐ災害により、府民意識が確実に高揚 ◆男女共同参画（ガイドライン作成、意見交換会を踏まえた地域防災計画の見直し等）の総合的な防災対策、ボランティアセンターの機能強化が進捗 ◆人づくりを進めるためには、取組を継続していくことが必要 ◆防災意識、備蓄状況の実態を把握していくことが必要 ◆教師に対する防災研修等による防災教育の質の向上、私立学校における防災教育の取組について把握が必要 ◆企業における防災対策の強化が必要

政策目標	評価の概要	新たな課題
4 行政の危機対応能力の向上を図る	<p>災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。また、被災しても早期復興できるよう、事前の準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇新防災情報システムの稼働、各機関による初動体制やマニュアルの整備、実践的な訓練、ボランティアセンター等関係機関との連携、関西広域連合等との広域的な連携等の取組が進む。 ◇府南部豪雨や平成25年台風第18号、平成26年8月豪雨等において実践活動を通じ災害対応能力が向上 ◆地域防災計画を見直すこと、業務継続計画や具体的マニュアルを策定すること、復興に関する具体的な手順を確立することが必要
5 災害後の府民生活を守る	<p>国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体は、救出・救助体制や災害時医療体制の強化、避難体制の充実等府民の生命を守るために対策を推進する。また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、基幹的社会基盤の復旧、生活再建の支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇各機関による実践的な救出救助訓練等の実施 ◇要配慮者支援対策（災害時要配慮者支援指針・ガイドブックの作成、福祉避難サポートリーダーの養成、福祉避難所の設置支援等）、災害時医療体制（DMA-Tなど）の整備、公的備蓄の取組、生活再建支援の体制整備が進捗 ◇京都市等で帰宅困難者対策を実施 ◆要配慮者の個別避難計画の作成、避難行動要支援者への支援者の拡大が必要 ◆救援物資搬送体制の構築、避難所運営マニュアルの作成・訓練が必要 ◆多数遺体への対応、緊急通行車両の周知が必要
6 京都らしさを保った復興を実現する	<p>京都らしさを保った復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇府及び一部市町村の地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策を規定 ◇京都市において、観光客帰宅困難者対策を進め、2地区において避難誘導計画を作成 ◇文化財防災対策マニュアル、文化財データベースを作成し、これらを活用した実践的な訓練を実施 ◆観光客保護・帰宅困難者対策の取組が他の市町村に拡大することが必要
7 京都経済・活力を維持する	<p>事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立するとともに、防災における協力体制を構築する。また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇京都BCP行動指針を策定し、連携型BCPの取組や個別企業BCP策定支援に向けた取組の方向性を決定 ◇地域力再生プロジェクト支援事業交付金等の推進により、地域コミュニティの強化を促進 ◆京都BCPの推進に当たって、今後、大学等と連携した取組が課題

京都府戦略的地震防災対策指針の評価（施策項目ごとに実施）

完了・定着化	実施	検討	未着手
■	■	■	■

資料7-2

政策目標／施策項目／具体的事業	進捗状況						施 策 項 目 の 内 容	評 価
	21	22	23	24	25	26		
1 地震に強い京都のまちづくりを進める								
1-1-1防災拠点施設の耐震化を進める								
1 ○府施設の耐震状況を公表する	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、防災拠点施設の耐震化を計画的・効率的に進めるとともに、設備のバックアップ措置・体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能の維持に努める。	◇府・市町村の防災拠点施設の耐震化は順調に進捗【新たな課題】 ●市町村では業務継続計画の策定率が低く（19.2%（H26.5））、機能確保対策が不十分
2 ○府の防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化を計画的に進める	■	■	■	■	■	■		
3 ○市町村防災拠点施設の耐震診断を実施するとともに、耐震化を京都府地震防災緊急五箇年計画等により進める	■	■	■	■	■	■		
4 ○必要な設備のバックアップ措置を行い、機能の確保対策を講じるとともに、代替施設確保の検討等を進める	■	■	■	■	■	■		
5 ○府庁舎のロッカ一等の転倒防止対策を進める	■	■	■	■	■	■		
6 ○窓ガラスの飛散防止対策を進める	■	■	■	■	■	■		
1-1-2学校施設の耐震化を進める								
7 ○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	■	■	■	■	■	■	学校設置者は、学校施設の耐震化を早期に進める。特に、地震により倒壊等の危険性が高いとされる小・中学校等については、国の補助制度を活用し、耐震化を完了するよう努める。	◇公立幼、小、中、高等学校の耐震化は耐震化完了に向けて順調に進捗 ◆私立学校では公立学校に比べて耐震化が遅れ（74.3%（H26末見込み））、耐震化の推進には、各法人の理解と取組の一層の推進が必要 【新たな課題】 ●非構造部材の耐震対策が新たな検討課題（吊り天井対策率9.7%（全国3.0%））
8 ○公立小・中学校の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
9 ○私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
10 ○府立学校の耐震化を進める（耐震化率80%（25年度）） ・Is値0.3未満の校舎について、H23年度までに耐震改修に着手。以後、Is値0.3以上0.7未満の校舎に着手	■	■	■	■	■	■		
11 ○大学の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
12 ○公立幼稚園の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
1-1-3医療・福祉施設の耐震化を進める								
13 ○府内の全ての災害拠点病院（8病院）の耐震化を完了する	■	■	■	■	■	■	医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置・体制の確保を進める。	◆すべての災害拠点病院の耐震化は終了するも、医療機関の耐震化率は全国で一番低い状況 ◇社会福祉施設のうち入所施設について概ね耐震化を完了、通所施設等は約80%（H24）
14 ○府内医療機関についての耐震診断・耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■		
15 ○社会福祉施設の耐震診断・耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■		
16 ○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する	■	■	■	■	■	■		
1-1-4多数の人が集まる建物の耐震化を進める								
17 ○府建築物耐震改修促進計画等に基づき緊急輸送道路、避難路沿いの建物、密集市街地内の建物等の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者が耐震診断や必要な耐震改修に努めることとされている特定建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画にもとづき、防災拠点となるもの、緊急道路や避難路沿いにあるもの、密集市街地にあるもの等の耐震化を支援する。 また、地震時の安全を確保するため、エレベーターの地震防災対策を推進する。	◆不特定多数の者が利用する建物の耐震化施策を強化するため、耐震改修促進法が改正され、大規模建築物、緊急避難道路沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震診断の義務化等及び国の支援措置の拡充に伴い、京都府建築物耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画を見直し、必要な措置を講じることが必要 ◇エレベーターの安全装置設置等については、業界団体等による取組が進捗
18 ○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■		
19 ○府施設の耐震状況を公表する（H21年度実施済）（再掲）	■	■	■	■	■	■		
20 ○市町村立の大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震改修を進める（H26年度耐震化率80%）	■	■	■	■	■	■		
21 ○民間の大規模集客施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
22 ○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準の見直し等について業界団体等への指導・啓発する	■	■	■	■	■	■		
1-1-5二次災害を発生させる建物の耐震化を進める								
23 ○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める	■	■	■	■	■	■	毒物・劇物等を所管する府・市町村は、関係法令に基づき、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について、指導監督を行い、建築物所有者は耐震化を促進する。	◇事業者が危険物の貯蔵施設の耐震性能を維持
24 ○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
25 ○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準（建築基準法以上）に照らし再確認を実施する	■	■	■	■	■	■		
26 ○ガス供給施設の耐震性能（100%）の維持、ガス充填施設の耐震性能（100%）の維持	■	■	■	■	■	■		
1-1-6中小規模の建物の耐震化を進める								
27 ○中小規模の建物の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、所有者へ啓発を行い、建物所有者は耐震化を促進する。	◆所有者への啓発を行うものの効果が現れにくく、大規模建築物等の施策よりも進捗が遅延

1-2-1災害に強い自然環境整備を進める							
28	○土砂災害危険箇所(8,847箇所)の内、被害が大きいと想定される箇所(3,725箇所)の対策工事を優先的に進める	■	■	■	■	■	■
29	○土砂災害警戒区域等の指定を拡大する ・土砂災害危険箇所の区域指定の完了を目指す(H26年度)	■	■	■	■	■	■
30	○土砂災害等に係る情報を周知する	■	■	■	■	■	■
31	○ため池の防災対策を進める	■	■	■	■	■	■
32	○山腹崩壊地・荒廃渓流の整備及び荒廃移行渓流・荒廃森林の整備を進める ・復旧治山事業、予防治山事業により、山地災害危険地区(1449集落)のうち780集落整備済み(H20年度)→810箇所整備(H26年度)	■	■	■	■	■	■
33	○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を進める ・丹後縦貫林道リフレッシュ事業第2期工事(H20年度末実績)	■	■	■	■	■	■
1-2-2インフラ（道路、河川等）の整備・耐震化を進める							
34	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める	■	■	■	■	■	■
35	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■
36	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する	■	■	■	■	■	■
37	○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める	■	■	■	■	■	■
38	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ・法面総点検要対策箇所32箇所を整備する	■	■	■	■	■	■
39	○京都縦貫自動車道を全線整備する	■	■	■	■	■	■
40	○市町村管理の道路の改良整備を進める	■	■	■	■	■	■
41	○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する	■	■	■	■	■	■
42	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋3施設(長谷川 国道交差部、渋川 国道交差部、天神川 JR交差部)の耐震補強を実施 城陽排水機場等の耐震診断を実施	■	■	■	■	■	■
43	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	■	■	■	■	■	■
44	○港湾施設の整備を進める	■	■	■	■	■	■
45	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める	■	■	■	■	■	■
46	○漁港施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■
47	○鉄道施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■
48	○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援<府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了>	■	■	■	■	■	■
1-2-3災害に強いライフライン施設の整備を進める							
49	○府営水道施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■
50	○流域下水道施設についての耐震化を進める	■	■	■	■	■	■
51	○各市町村が管理する上下水道施設の耐震化等を進める	■	■	■	■	■	■
52	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化対策を進める	■	■	■	■	■	■
53	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■
54	○電力施設の耐震性を維持する	■	■	■	■	■	■
55	○都市ガス施設の耐震化等を進める	■	■	■	■	■	■
56	○LPGガス供給施設の耐震化等(液状化対策含む)を進める	■	■	■	■	■	■
57	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施	■	■	■	■	■	■
58	○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める	■	■	■	■	■	■
59	○通信局舎や電気通信設備の耐災害性の強化	■	■	■	■	■	■
1-2-4災害に強いまちづくりを進める							
60	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地、避難路、電線共同溝、老朽住宅密集地対策	■	■	■	■	■	■
61	○都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する	■	■	■	■	■	■
62	○一般住宅地のよう壁の耐震診断や大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める	■	■	■	■	■	■
63	○ブロック塀や自動販売機の点検等の転倒防止の重要性を啓発する	■	■	■	■	■	■
64	○ブロック塀や自動販売機の転倒防止対策を進める	■	■	■	■	■	■
65	○屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める	■	■	■	■	■	■

2 地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る								
2-1-1 住まいの耐震診断を進める								
66	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図り、耐震診断を促進する。また、伝統的町家・民家に対する耐震診断手法は、まだ十分に確立されていないことから、大学等の研究機関等と連携し、今後有効な手法の開発に努める。
67	○木造住宅等の耐震診断を進める	■	■	■	■	■	■	◇全市町村で耐震診断の助成制度を実施 ◆耐震診断件数は一旦増加したもの、横ばい状態
68	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める	■	■	■	■	■	■	◇伝統的町家・民家に対する耐震診断方法（限界耐力計算法）が確立し、耐震診断を実施
69	○伝統的町家・民家の耐震診断を進める	■	■	■	■	■	■	
2-1-2 住まいの耐震化を進める								
70	○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■	
71	○住宅関連事業者と連携した新たな住宅の耐震化促進策（中古住宅流通過程のリフォームの一環の耐震改修促進等）を検討・実施する	■	■	■	■	■	■	◇耐震改修補助件数がやや伸び、住宅関連事業者との連携が進みつつある ◇助成制度等の周知は例年着実に実施
72	○全市町村で耐震改修促進計画を策定する	■	■	■	■	■	■	◆住宅の耐震化率は目標（90%（H27））の達成が困難な状況（概ね約8割程度） 【密集市街地等は<1-2-4>で記載】
73	○住宅の改修、建て替え、リフォームに関する助成制度、税制優遇措置等の周知を進める	■	■	■	■	■	■	
74	○住宅関連事業者と連携し、改修事例集の作成、現地見学会等を実施する	■	■	■	■	■	■	
75	○耐震改修のモデル（費用等）を提示する	■	■	■	■	■	■	
76	○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画（H18～27年度）に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る	■	■	■	■	■	■	
77	○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	■	■	■	■	■	■	
2-1-3 室内の安全対策を進める								
78	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策が進むよう継続して啓発する	■	■	■	■	■	■	◇ホームページや出前講義、各種イベントによる啓発が定着
79	○家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトの設置	■	■	■	■	■	■	◆家具固定等PRは進めているが、家具固定率は目標（50%（H26））達成が困難な状況（40%（H25）（全国））
2-2-1 災害後の仮住まいを確保する								
80	○災害における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める	■	■	■	■	■	■	◇民間賃貸住宅の利用に関する協定締結や応急仮設住宅建設に関する協定締結、マニュアル作成、建設適地の選定に着手
81	○応急仮設住宅建設マニュアルを作成する					■	■	◆今後、具体的な運用の取決めや入居に至るまでの実効性を高めるための訓練等を行うことが必要
82	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	■	■	■	■	■	■	◇京都市において、観光客保護・帰宅困難者対策として民間宿泊施設と協定締結
83	○仮設住宅の建設地を確保するための取組を進める	■	■	■	■	■	■	
84	○民間施設等を一時利用できるシステムの検討を進める ・旅館、ホテル等民間宿泊施設と協定を締結する ・災害時の民間賃貸住宅の利用について検討を進める	■	■	■	■	■	■	
2-2-2 住まいの再建を支援する								
85	○全国規模での「住宅再建共済制度」が構築できるよう活動する	■	■	■	■	■	■	◆地震保険の加入率は全国平均を下回る（H24 京都府25.5%、全国27.8%（暫定値））（JA建物更正共済の保有契約金額も全国比で高くない）
86	○地震保険の普及啓発を図る	■	■	■	■	■	■	◆全国規模での「住宅再建共済制度」は創設されていない
87	○被災建物の解体・除却マニュアルを作成する	■	■	■	■	■	■	

3 地震に強い京都の人づくりを進める							
3-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う							
88	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する	■	■	■	■	■	■
89	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	■	■	■	■	■	■
90	○緊急地震速報について啓発する	■	■	■	■	■	■
91	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する				■	■	■
3-1-2 府民に対する教育・訓練を実施する							
92	○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める	■	■	■	■	■	■
93	○職員出前講義、危機管理アドバイザーなど講師の派遣	■	■	■	■	■	■
94	○児童・生徒等を対象とした防災教育を市町村等と連携して実施する	■	■	■	■	■	■
95	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	■	■	■	■	■	■
96	○防災訓練への府民参加を進める	■	■	■	■	■	■
97	○企業等の自衛消防隊の訓練等を実施する	■	■	■	■	■	■
98	○外国人を対象とした訓練を継続して取り組む	■	■	■	■	■	■
99	○災害用伝言ダイヤルについて啓発する	■	■	■	■	■	■
3-2-1 個人・家庭の防災意識を高める							
100	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める	■	■	■	■	■	■
101	○地震防災に関する府民意識調査の実施を検討する	■	■	■	■	■	■
102	○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する【再掲】	■	■	■	■	■	■
3-2-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する							
103	○家庭における防災対策を進める	■	■	■	■	■	■
104	○災害被害を軽減する府民運動（家庭で取り組む減災運動）を展開する	■	■	■	■	■	■
3-3-1 地域の「つながり」を高める							
105	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる	■	■	■	■	■	■
106	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	■	■	■	■	■	■
107	○防災資機材の整備を進める	■	■	■	■	■	■
108	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す（H30）>	■	■	■	■	■	■
109	○自主防災組織活動マニュアルを全市町村で作成する	■	■	■	■	■	■
110	○里力アクションプランに基づく地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。	■	■	■	■	■	■
111	○地域で防災マップ・ハザードマップを作成する	■	■	■	■	■	■
3-3-2 地域の防災意識を高める							
112	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	■	■	■	■	■	■
113	○防災マップ等の作成の研修会等を実施する	■	■	■	■	■	■
114	○地域での防災教育を継続して実施する	■	■	■	■	■	■
115	○府民の応急手当普及講習受講を進める	■	■	■	■	■	■

3-3-3減災に向けて地域で行動する							
116	○消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足	■	■	■	■	■	■
117	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める	■	■	■	■	■	■
118	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	■	■	■	■	■	■
119	○災害被害を軽減するための啓発等を展開する	■	■	■	■	■	■
3-4-1学校での防災教育を充実させる							
120	○学校安全計画に基づき防災教育を実施する	■	■	■	■	■	■
121	○各発達段階に応じた防災教育を地域や専門家等と連携し実施する ・防災マップづくり、防災ワークショップ等の実施 ・地震防災安全学習資料及び指導資料の各学校への配布 ・教材ビデオライブラリーの設置によるDVD等防災教材の各学校への貸出	■	■	■	■	■	■
122	○防災教育実施に向けた指導者向けの研修等を継続して実施する	■	■	■	■	■	■
123	○私立学校について安心・安全な学校づくりを支援する ・特色教育推進補助事業	■	■	■	■	■	■
3-4-2学校の危機管理体制を強化する							
124	○教職員の危機対処能力の向上を図る	■	■	■	■	■	■
125	○学校の危機管理体制を強化する	■	■	■	■	■	■
3-5-1企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める							
126	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する	■	■	■	■	■	■
127	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する	■	■	■	■	■	■
128	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する	■	■	■	■	■	■
129	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める	■	■	■	■	■	■
130	○様々なチャネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する	■	■	■	■	■	■
3-6-1多様な視点で防災対策に取り組む							
131	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する				■	■	■

4-2-2 初動体制を充実させる							
165	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する	■	■	■	■	■	■
166	○災害対策活動の初動体制を整備する	■	■	■	■	■	■
167	○府災害対策本部運用マニュアルを作成する	■	■	■	■	■	■
168	○安否確認体制の確立	■	■	■	■	■	■
169	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する(H21年9月改訂)	■	■	■	■	■	■
170	○近畿財務局総合防災マニュアルを策定する(H19.11.20策定済み)	■	■	■	■	■	■
171	○防災マニュアルを整備する(災害発生時における行動マニュアル策定)	■	■	■	■	■	■
172	○「非常災害対策要領」を整備する	■	■	■	■	■	■
173	○電力安定供給への体制を充実させる <関西電力>	■	■	■	■	■	■
174	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する	■	■	■	■	■	■
175	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定) <KTR>	■	■	■	■	■	■
176	○職員用備蓄を進める			■	■	■	■
4-2-3 災害対応能力を向上させる							
177	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める	■	■	■	■	■	■
178	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する	■	■	■	■	■	■
179	○具体的地震災害シナリオを作成する	■	■	■	■	■	■
180	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する	■	■	■	■	■	■
181	○複合災害を想定した訓練を実施する			■	■	■	■
182	○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う <中部近畿産業保安監督部近畿支部>	■	■	■	■	■	■
183	○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年) <JR西日本>	■	■	■	■	■	■
184	○地震訓練等を実施(年1回)する <大阪ガス>	■	■	■	■	■	■
185	○地震想定訓練を実施(年2回)する <LPガス協会>	■	■	■	■	■	■
186	○電力関係防災訓練を実施する <関西電力>	■	■	■	■	■	■
187	○実践的な防災訓練を実施する(JRとの合同訓練も実施) <KTR>	■	■	■	■	■	■
188	○防災職員等に対する研修等を実施する	■	■	■	■	■	■
4-2-4 NPO・ボランティア(率先市民)と連携する							
189	○各市町村で常設の市町村災害ボランティアセンターの設置を進める(再掲)	■	■	■	■	■	■
190	○災害ボランティアの受援体制を強化する	■	■	■	■	■	■
191	○国有林防災ボランティア制度を整備する	■	■	■	■	■	■
192	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る	■	■	■	■	■	■
4-2-5 防災関係機関との連携・応援体制を強化する							
193	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する	■	■	■	■	■	■
194	○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議、国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	■	■	■	■	■	■
195	○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結 120機関(H26年度)	■	■	■	■	■	■
196	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進める ・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等	■	■	■	■	■	■
197	○広域防災活動拠点の整備を進める	■	■	■	■	■	■
198	○市町村の地域防災拠点施設を整備する(宇治市、城陽市、八幡市、宮津市、福知山市)	■	■	■	■	■	■
199	○国や他地方公共団体(遠隔都道県含む)との連携強化を進める	■	■	■	■	■	■
200	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する	■	■	■	■	■	■
201	○連携・応援体制を強化する <NTT>	■	■	■	■	■	■

4-2-6広域的な災害に備える							
202	○関西広域連合、関西防災・減災プランに基づき広域災害への対応を整備する				■	■	■
203	○広域的な応援体制を強化する	■	■	■	■	■	■
204	○関西広域の連携訓練の実施				■	■	■
4-2-7津波避難対応能力を向上させる							
205	○津波を想定した訓練を実施する				■	■	■
206	○津波避難路・避難場所の点検・整備を進める				■	■	■
207	○海拔の表示を進める				■	■	■
4-3-1復興について事前に検討する							
208	○震災復興マニュアルや計画を検討する(「京都BCP」を基に検討)	■	■	■	■	■	■
府・市町村は、被災後1週間程度の早い時期を目途に、知事又は市町村長を本部長とする震災復興本部を設置し、復興基本方針及び復興計画を策定し、復興事業を迅速かつ計画的に実施できるよう、あらかじめ震災復興マニュアルや計画を検討・作成する。							
4-3-2復旧・復興のために多様な資金を準備する							
209	○復興・復旧に対する多様な資金の準備計画を検討する(「京都BCP」を基に検討)	■	■	■	■	■	■
府・市町村は、復興に向けた基金の検討を行うほか、災害復興資金確保のルートづくり等災害時に備えた資金確保対策を講じる。							
△関西広域連合の発足により、広域的な応援・支援体制を構築し、広域応援訓練が定着化 【新たな課題】 ●超広域災害が発生した場合でも、府内の被害が比較的小ないときは、被害の甚大な他地域を支援する体制を整備することが必要							
△市町村において、避難場所の指定や避難路の点検、津波避難訓練を実施 ◆府は、国の調査結果に基づき、津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域等を指定し、市町村はそれらを踏まえて津波に係る緊急避難場所の見直しや津波避難訓練を実施することが必要							
△京都BCP行動指針を策定し、企業活動に関する復興の取組方針を提示 △大規模災害からの復興に関する法律に基づき地域防災計画に復興に関する計画を規定 ◆震災復興本部の設置を含めた震災復興マニュアル・計画の内容については未検討							
△京都BCP行動指針の策定等を通じて、企業活動に関する復旧・復興のため金融機関との連携が強化 ◆復興に向けた基金や資金確保について検討するも実現は困難							

5 災害後の府民生活を守る								
5-1 消防・救出・救助機関の能力を高める								
210 ○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	■	■	■	■	■	■	◇消防職員数の増強 3,376人（H21）→3,428人（H24）	
211 ○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る	■	■	■	■	■	■	◇消防学校の北部訓練拠点を設置（H25）	
212 ○消防の災害対応能力の向上を図る	■	■	■	■	■	■	◇各機関により実践的な救出救助訓練、合同訓練を実施	
213 ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 1306基(186基整備)(H22年度)	■	■	■	■	■	■	◇消防職員とDMATの共同訓練を実施（H23～）	
5-1-2 災害時の医療体制を整備する								
214 ○災害拠点病院（8病院）の機能の充実を進める	■	■	■	■	■	■	◇災害拠点病院等連絡協議会を設立し、災害拠点病院の機能強化、災害医療コーディネーターの設置、広域医療搬送拠点（SCU）の整備等、災害時医療体制の整備が進捗	
215 ○災害医療センター等連絡協議会（仮称）を設立し、災害時における病院間連携や府における	■	■	■	■	■	■	◆日本DMAT従事者養成研修の枠が少ないとから京都DMATを創設・養成	
216 ○京都府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成を進める	■	■	■	■	■	■	◆救護所開設体制の確保に向けて継続的な取組が必要	
217 ○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する	■	■	■	■	■	■	◆医薬品備蓄の搬送体制の確保が必要	
218 ○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保（医師会間の被害状況報告連絡網の整備）	■	■	■	■	■	■	◆広域医療災害救急医療情報システムの活用が拡大するも、入力率向上が必要	
219 ○災害時の医療体制整備に係るマニュアルの策定	■	■	■	■	■	■	◆メンタルケア対応マニュアルを策定し、具体的に普及啓発を図ることが必要	
220 ○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・広域医療災害救急医療情報システムの運用等	■	■	■	■	■	■		
221 ○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航	■	■	■	■	■	■		
222 ○人員輸送に係る応援協定締結機関との連携訓練の実施	■	■	■	■	■	■		
223 ○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する	■	■	■	■	■	■		
224 ○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する	■	■	■	■	■	■		
5-1-3 広域避難体制を充実させる								
225 ○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める	■	■	■	■	■	■	◇広域避難場所や誘導標識を着実に推進 【新たな課題】	
226 ○防災機能をもった都市公園を整備する	■	■	■	■	■	■	●市町村は、災害対策基本法改正を踏まえて、災害の種類別に緊急避難場所を早急に指定することが必要	
227 ○広域避難場所等の周知を図る	■	■	■	■	■	■	●避難所等の位置情報をホームページで公開しているが、指定緊急避難場所を反映させるなど、住民に周知することが必要 【広域避難体制の強化、関係機関との連携は<5-3-3>を新設、移動】	
228 ○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を強化する ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■	■		
229 ○広域避難に係る手順を関係機関と連携し定める					■	■		
5-1-4 災害時要配慮者を支援する								
230 ○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める	■	■	■	■	■	■	◇避難支援全体計画の作成、手挙げ方式等による要配慮者名簿の作成を実施	
231 ○要配慮者の避難体制を確保する ・避難支援全体計画策定 ・個別避難計画策定に着手	■	■	■	■	■	■	◇災害時要配慮者支援指針、要配慮者避難支援ガイドブックの作成、福祉避難サポートリーダーの養成などを要配慮者対策が進捗	
232 ○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する	■	■	■	■	■	■	◆具体的な個別避難計画の作成の促進、避難行動要支援者の名簿を平常時から提供するための同意確認や支援者の拡大が必要	
233 ○要配慮者対策を進める ・福祉避難サポートリーダー養成研修の開催 ・「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」の作成 等	■	■	■	■	■	■	◇外国人のための防災ガイドブック作成など外国人防災対策が進められつつある	
234 ○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める	■	■	■	■	■	■		
235 ○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	■	■	■	■	■	■		
236 ○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	■	■	■	■	■	■		
237 ○被災時の女性のための相談体制づくりを進める				■	■	■		

5-1-5孤立地域に対する支援を行う							
238	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	■	■	■	■	■	■
239	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・通信手段の確保 ・集落単位の避難所収容計画の策定 ・孤立時の医療救護計画の策定 ・臨時ヘリポート	■	■	■	■	■	■
府・市町村は、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、臨時ヘリポート適地の把握、孤立時の医療救護計画、集落単位の避難所収容計画策定等救出・救助、救援・救護体制を整備するとともに、衛星携帯電話等こうした地域の特性に即した通信手段の整備や確保を図る。							
5-1-6帰宅困難者を支援する							
240	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	■	■	■	■	■	■
241	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者を拡大する	■	■	■	■	■	■
242	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを啓発する	■	■	■	■	■	■
243	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発する	■	■	■	■	■	■
府・市町村及び協力事業者は、帰宅のために必要な各種防災情報の提供、水やトイレの提供等、帰宅困難者の帰宅を支援する帰宅支援ステーションの整備等、帰宅困難者対策を進める。							
5-1-7二次災害を予防する							
244	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する	■	■	■	■	■	■
245	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する	■	■	■	■	■	■
246	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの処理計画の作成	■	■	■	■	■	■
247	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	■	■	■	■	■	■
府・市町村は、余震等による建築物倒壊等の二次災害の防止を図るために、被災建築物の継続使用の可否を判断する被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施する体制を確立する。あわせて大気・公共用水域等の監視を強化するとともに、生活環境への影響及び拡大を防止する体制を確立する。 また、災害危険情報（ガス供給施設等被害状況、河川堤防崩壊、環境モニタリングデータ等）の提供が的確にできる体制を整備する。							
5-1-8亡くなられた方への対策を行う							
248	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する	■	■	■	■	■	■
249	○関係団体との応援体制を確保する	■	■	■	■	■	■
府・市町村及び警察は、地震被害による被災者、特に遺族の精神的な安定を図る上からも、迅速かつ的確な遺体検査、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し、埋火葬等に係る広域的な連携を強化する。							
5-2-1被災者の生活物資を確保する							
250	○公的備蓄に流通備蓄を組み合わせ、経済的・効率的な京都府内の備蓄計画を策定する	■	■	■	■	■	■
251	○家庭内、企業内の備蓄の推奨についての啓発等の実施	■	■	■	■	■	■
252	○関西広域の備蓄体制についての検討を進める	■	■	■	■	■	■
253	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、市町村備蓄倉庫を整備する	■	■	■	■	■	■
254	○府の備蓄倉庫を整備する	■	■	■	■	■	■
255	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	■	■	■	■	■	■
256	○関西広域連合の備蓄計画(平成25年策定予定)と整合性を図り、備蓄を進める	■	■	■	■	■	■
257	○物流団体・事業者と連携した物資集積配送体制を整備する	■	■	■	■	■	■
府・市町村共同で公的備蓄を行う考え方を整理し、市町村に周知 府では5ヶ年（H26～H30）で必要な備蓄を整備 ◆効率的に搬出できる備蓄倉庫を確保することが必要 ◆関西広域連合と整合を取りながら、救援物資等を含め迅速かつ効率的に避難所に搬送する仕組みを構築することが必要							

5-2-2健康・衛生管理体制を確立する								
258	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・住民、避難者の健康管理体制の確保及び支援体制の強化 ・消毒剤等の確保及び支援体制の強化 ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化	■	■	■	■	■	■	■
259	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■	■	■
260	○ペット等の対応マニュアルを作成する	■	■	■	■	■	■	■
261	○災害廃棄物処理計画を策定する	■	■	■	■	■	■	■
262	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る	■	■	■	■	■	■	■
263	○被災者のメンタルケアの充実を図る	■	■	■	■	■	■	■
264	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	■	■	■	■	■	■	■
5-2-3被災地の治安を守る								
265	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	■	■	■	■	■	■	■
266	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 等	■	■	■	■	■	■	■
5-2-4被災地における交通安全を確保する								
267	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備)	■	■	■	■	■	■	■
268	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認 等	■	■	■	■	■	■	■
269	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認							
270	○放置車両の撤去に伴う民間団体との連携体制を強化する	■	■	■	■	■	■	■
5-3-1安全な避難所を確保する								
270	○避難所の耐震化を進める(再掲)	■	■	■	■	■	■	■
271	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充やホテル等民間施設の活用について検討を進める	■	■	■	■	■	■	■
5-3-2災害時に自立できる避難所を確保する								
272	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。	■	■	■	■	■	■	■
273	○自立できる避難所として太陽光発電などの検討を進める	■	■	■	■	■	■	■
5-3-3安心・安全な避難所運営体制を確保する								
274	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備	■	■	■	■	■	■	■
275	○避難所運営マニュアルを作成する	■	■	■	■	■	■	■
276	○避難所における要配慮支援を進める	■	■	■	■	■	■	■
277	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する	■	■	■	■	■	■	■
278	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを作成し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う				■	■	■	■
府・市町村は、府民の健康管理や避難所等の衛生管理のために、保健師等による被災住民や避難者の健康管理、消毒剤等の確保を進めるとともに、衛生環境維持対策への支援体制の強化を図る。 また、家畜・放浪動物・危険動物の保護・収容体制を確立する。							◇被災地の衛生管理について、連年の風水害により実践活動を実施 ◇避難所の衛生管理のため研修会を実施、清掃・消毒に係る協定を締結 ◇避難所における食品衛生確保マニュアルを作成、説明会を開催 ◇災害時動物救護マニュアルを作成、市町村等と図上演習を実施、福知山市の動物園と特定動物の一時保護に関する協定を締結（見込み） ◇災害時メンタルケア対応マニュアルを作成	
警察による警備体制を充実・強化する。							◇平常時の取組として着実に実施 ◆避難所運営マニュアルと連携した災害時の取組について検討が必要	
道路管理者及び警察は、早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、交通安全施設の整備を進める。							◇交通監視用カメラ等の交通安全施設の整備を完了 ◆緊急通行車両に係る周知、災害時の交通規制計画の作成が必要	
市町村は、住まいを失った被災者等が、安全で安心な温かみのある避難生活を送れるよう、避難所の耐震化を進めるとともに、生活物資等の備蓄を行い、安全な避難所を確保する。							◇公共施設の耐震化は順調に進捗 【新たな課題】 ●市町村は、災害対策基本法改正を踏まえて、避難所を早急に指定することが必要 ●避難所等の位置情報をホームページで公開しているが、指定避難所を反映させるなど、住民に周知することが必要 ●関西広域連合で、府県を超えた広域避難ガイドラインを作成、広域避難体制の充実のためバス協会等との応援協定締結を協議中	
市町村は、ライフラインが復旧するまでの間、被災者が避難所で生活を維持できるよう、生活用水等の確保を進め、自立できる避難所を確保する。							◇応急給水体制を整備するとともに、必要に応じて浄水型水泳プール、電源照明車等を整備 ◇避難所に太陽光発電及び蓄電池等を整備中（府29施設、市町村33施設予定）	
市町村は、被災者が安心・安全な避難所生活を送れるよう、女性・高齢者・子ども等にも配慮した避難所運営マニュアルを作成する。 また、高齢者・障害者等の災害時要配慮者を対象とする福祉避難所（一般避難所内の福祉避難室を含む）の整備やペットの対応についても検討を進める。							◇府は福祉避難コーナー設置ガイドライン、男女共同参画ガイドラインをそれぞれ作成 ◇全市町村で福祉避難所を設置（389箇所（H25）） ◆市町村は避難所運営マニュアルの整備が必要 ◆公立小・中学校では発災時に避難所となる場合が多いことから、避難所運営マニュアルに基づく初動対応訓練の実施等を通じて、地域との連携体制に向けた取組を強化することが必要 ※連携体制が図られている割合（小学校） 56.8%（H24）	

6 京都らしさを保った復興を実現する								
6-1 観光客を保護する								
296	○災害時における観光客保護対策を進める	■	■	■	■	■	■	府・市町村及び観光事業者等は、観光客に対する避難場所の確保、情報提供等、帰宅困難者支援体制を整備し、観光客の安全を確保する。
297	○観光客の避難誘導や一時滞在体制を構築する	■	■	■	■	■	■	◇府地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策を規定(H24.3) ◇府も参画しながら、京都市において観光客帰宅困難者対策を進め、2地区において避難誘導計画を作成 ◆各市町村の地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策の規定が少数(11市町村(H25.5)) 【新たな課題】 ●京都市等一部市町村で取り組まれているが、海の京都など広域観光の振興により観光客等の流入が見込まれるため、市町村での取組拡大が必要
298	○観光客・帰宅困難者対策について、関西広域連合で検討を進める	■	■	■	■	■	■	
299	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する	■	■	■	■	■	■	
300	○エアーメール導入の検討を進める【再掲】	■	■	■	■	■	■	
6-1-2 観光産業を再興する								
301	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める	■	■	■	■	■	■	◇府地域防災計画に風評被害対策を規定(H24.3)し、対策方針を作成 ◇平成25年台風第18号で被災の観光地にぎわい回復事業を実施
6-2-1 伝統・文化を守る								
302	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める	■	■	■	■	■	■	◇防災対策マニュアルを作成・周知して、文化財所有者による文化財保護対策を促進
303	○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する	■	■	■	■	■	■	◇文化財データベースを整備し、所有者及び関係機関で情報共有、一部市町村でデータベースを活用した実践的な訓練を実施(3市)
304	○文化財データベースを整備し、府・市町村等の情報の共有化を図る	■	■	■	■	■	■	◇文化財防火運動が定着 ◇若手職人を育成し、伝統産業の継承に取組み ◆文化財の保存修理は長期的な取組が必要
305	○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定	■	■	■	■	■	■	
306	○文化財の耐震化、防火対策等を進める	■	■	■	■	■	■	
307	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進	■	■	■	■	■	■	
308	○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る	■	■	■	■	■	■	
7 京都経済・活力を維持する								
7-1 京都全体のBCPを進める								
309	○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる検討会議を開催し、「京都BCP」を策定する(復興計画・資金の準備等含む)				■	■	■	【参考】 <H24見直し前6-2-2> 復興に当たって、府・市町村は、これら大学・企業等の相互援助体制の確立等の方法を工夫して京都からの流出を防ぎ、新たな産業創造を検討するなど、知的集約化を考慮した復元・復興計画を策定する。 <H24見直し前7-1-1> 企業、府・市町村は連携し、事業所等の施設の耐震化や設備・家具の固定、事業の再建に必要な資金の円滑な融通をはじめとする各種再建策に対し支援する仕組や体制づくりを進めるとともに、災害時に可能な限り短時間で業務を再開できるよう防災計画や事業継続計画を策定し、事業継続体制を確立する。 また、企業は、就業時間中に発災した場合には、多くの帰宅困難者が発生するため、従業員や顧客等が滞在可能な環境整備や家族等の安否確認体制の構築等帰宅困難者への支援体制の強化を進める。 <H24見直し前7-2-1> 大学、府・市町村は連携して、大学施設の耐震化、防災計画や業務継続計画の策定(相互協力による対応を含む)、教職員・学生の安全確保等、業務継続体制の確立に努める。 また、学生等のマンパワーは早期復興に大いに期待されることから、学生ボランティアとの連携の強化等府・市町村、地域、大学の協力体制を確立する。
310	○企業における防災体制を強化する	■	■	■	■	■	■	◇京都BCP検討会議を開催し、京都BCP行動指針を策定 ◇京都BCP推進会議を開催し、連携型BCPの取組や個別企業BCP策定支援の取組の方向性を決定 【新たな課題】 ●京都BCPの推進について、 <ul style="list-style-type: none">・連携型BCPの取組として、災害時の情報共有体制やリエゾン派遣の手順確立など、・個別企業BCP策定支援に向けた取組として、BCP策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施など、・中長期的な取組として、BCP策定企業に対する認証制度創設など の検討、実施が必要
311	○企業における事業継続体制を確保する <中堅企業の策定率51%(H26)>	■	■	■	■	■	■	【参考】 ◆大学と連携した京都BCPについては今後の課題 ◇大学と連携し、学生ボランティアによる消防活動についてモデル的に検討
7-2 地域の活力を維持する								
312	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	■	■	■	■	■	■	◇地域力再生プロジェクト支援事業交付金等の推進により、地域コミュニティの強化を促進 ◇平成22年度雪害や平成25年台風第18号では緊急枠を設置して地域の災害復旧の取組をさらに強化